

くらよし空き家バンク

賃貸・売買物件家財処分費助成事業

空き家所有者向け



県外から倉吉市へ「J」Uターン（転入）される方が、「くらよし空き家バンク」の賃貸・売買物件に居住する場合、所有者に対して家財処分費を補助します。

購入者が処分する場合も
対象になりました～！

空き家の所有者に対し

1件につき1度限り

最大20万円

補助対象経費

県外から倉吉市へ「J」Uターン（転入）される方が、「くらよし空き家バンク」の賃貸・売買物件に居住する際に、物件所有者が市内業者による屋内の家財処分を行った場合の経費。

補助額

補助対象経費の額から、家財処分に伴う寄附金その他の収入の額を差し引いた額。 上限20万円の範囲内で交付。

他の補助金も利用するときは

市長が別に定める他の補助金の交付を受ける場合は、補助対象経費から当該補助金の額を差し引いた額を補助対象経費とする。

条件

- 入居者（予定）が、申請日において連続して3年以上、県外に居住している方であること
- 入居者（予定）が当該物件に住所を有し、居住すること
- 1年以上、貸家として使用させる意思があること（賃貸）
- 空き家バンクに登録している戸建ての賃貸・売買物件に限る
- 市内業者で家財を処分する場合に限る

交付申請に必要な書類

- 交付申請書・実績報告書（様式第1号）
- 家財処分前と処分後の写真
- 賃貸借契約書又は売買契約書の写し
- 家財処分の詳細が把握できる領収書の写し
- 物件所有者の住民票の写し
- 入居者（予定）の戸籍の附票
- その他市長が必要と認める書類

申請の期限

契約締結日から

6ヶ月以内



お問い合わせ

〒682-8633 鳥取県倉吉市堺町2丁目253番地1

☎0858-27-0501

倉吉市役所 第二庁舎3階 しごと定住促進課

✉iju@city.kurayoshi.lg.jp